■バリアフリー情報提供の努力義務化について

資料４－１

【現状・背景】

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の制定以後、ハード面のバリアフリー化に関しては一定の

成果を挙げているが、整備された内容についての情報が一般に知られておらず、利用に結びつかないケースが見受けられる。

　　このため、福祉のまちづくり条例の趣旨に基づき、都市施設を「より出かけやすく、利用しやすく」するため、条例に、当該施設のバリアフリー化に関する情報を、原則としてインターネットで公表する規定を設ける。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内容（案）** |
| 用途・規模 | バリアフリー法で適合義務がかかる用途・規模に対して努力義務 |
| 展示場飲食店物品販売業を営む店舗サービス業を営む店舗病院又は診療所劇場、観覧場、映画館又は演芸場ホテル又は旅館特別支援学校集会場又は公会堂　　　など19の特別特定建築物 | 床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 |
|
|
|
| 対象 | 新築・既存を問わない（「所有者又は管理者」と規定） |
| 公表内容 | 府のＨＰで掲載している府有施設・市町村有施設のバリアフリー情報と同程度の内容を最低限公表(1)道等から建築物出入口までの段差の有無(2)エレベーターの有無(3)車いす使用者用トイレの有無(4)オストメイト対応設備の有無(5)授乳室の有無(6)乳幼児設備（ベビーチェア及びベビーシート）の有無(7)車いす使用者用駐車場の有無(8)案内設備または案内所の有無(9)駐車場の有無 |
| 表示方法 | (1)高齢者等に分かりやすく表示(2)整備されていない事項もその旨を表示 |
| 公表方法 | 原則としてインターネットを利用するほか、パンフレット等に掲載 |
| 備考 | 新築に関しては各特定行政庁及び指定確認検査機関を通じて周知、既存については、業界団体等を通じて周知を図る。公表後は大阪府に届出。大阪府のホームページと相互リンクを行う |